



2026年1月

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金～新入学サポート2026～」のお知らせ

中学生になる人
3万円

高校生になる人
5万円

もらえる人の数
合わせて 1,000人

返さなくてよい
お金

【受付期間】 2026年1月8日(木)10:00～2026年1月23日(金) 12:00(お昼)

【申し込みできる人】1, 2, 3 の全部にあてはまる新中学1年生または新高校1年生の子ども

1. 申し込むときに日本に住んでいる、2026年4月に日本の中学校や高校などに入る予定の人
2. 子どもの保護者の1年間の所得額がセーブ・ザ・チルドレンの決めた目安額くらいで、卒業や入学のためのお金を用意することがむずかしい人

■セーブ・ザ・チルドレンが決める目安の金額（保護者が遺族年金や障害年金を受け取っているときは、目安の金額がちがいます。）

保護者と子どもの合計人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
目安額	135万円	147万円	183万円	221万円	259万円	297万円	335万円	373万円	411万円

*「子ども」とは、保護者が生活のめんどうを見ている人のことです。いっしょに住んでいるおじいさん、おばあさんや、おじさん、おばさん、めんどうを見ていない子どもも人数に入れません。

■保護者が遺族年金や障害年金を受け取っている場合の目安の金額

ひとり親の場合	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども4人	子ども5人	子ども6人	子ども7人	子ども8人	子ども9人
ひとり親の場合	191万円	214万円	265万円	316万円	367万円	418万円	469万円	520万円	571万円

ふたり親の場合	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども4人	子ども5人	子ども6人	子ども7人	子ども8人	子ども9人
ふたり親の場合	201万円	252万円	303万円	354万円	405万円	456万円	507万円	557万円	608万円

3. 生活のようすが、AからHのどれか1つにあてはまる人

- A. 子ども本人か、保護者どちらかに障害がある
- B. 子ども本人か、保護者が特定の病気にかかっていて、「小児慢性特定疾病医療費受給者証」か「特定医療費受給者証」を持っている
- C. 子ども本人がきょうだいに育てられているなど、家庭に事情がある
- D. 家の中で暴力があり、避難していて、今も避難を続けている
- E. 障害年金や遺族年金を受け取っていないくて、2023年と2024年の保護者の所得が2年続けて、セーブ・ザ・チルドレンが決めた目安の金額の半分より少ない
- F. 子ども本人の母国語が日本語でなく、ふだんの生活で日本語を話すことがむづかしくて支援を受けている
- G. 子ども本人か、保護者の在留資格が安定していない、国籍がないなどの理由で、公的な支援が使えない
- H. AからGまでの理由はないけれど、生活をするなかで特別な配慮が必要

※Hで申し込むときは、申込内容によっては審査の対象にならないことがあります。

Hの例：いっしょに生活する家族の世話をや家のことをしてるために勉強ができない、子どもか保護者がBにはあてはまらないけれど、生活がたいへんなくらいの病気、など

もう こ ひつよう しょりい 【申し込むときに必要な書類】

1. 住民票(家族の全員分が書いてあるもの)(必ず)

※続柄が書いてあるものが必要です。発行日が2025年12月1日より後のものが必要です。

2. 子どもの保護者の2025年度(令和7年度)市民税と都道府県民税の課税証明書(全部事項証明)(必ず)

※全部のことが書いてある証明書が必要です。ひとり親世帯の場合は1人分、ふたり親世帯の場合は2人分が必要です。

3. 児童扶養手当証書(持っている人 必ず)

4. 最新の障害年金か 遺族年金の改定通知書(保護者が障害年金か遺族年金を受け取っている人 必ず)

5. 傷病手当金の支給通知書か 労働保険の休業補償の支給決定通知書(持っている人 必ず)

※2024年に保護者が傷病手当や休業補償のお金を受け取った場合は必ず出してください。

6. 雇用保険の受給資格者証(持っている人 必ず)

※2024年に保護者が失業給付金を受け取った場合は、必ず出してください。

7. 生活のようすがわかる書類(生活のようすがわかる書類(どれか1つ)(必ず)

「A. 子ども本人か、保護者どちらかに障害がある」にあてはまる人		
・障害者手帳		・精神障害者福祉手帳
・療育手帳		・特別支援学校(学級)への在学(在籍)がわかる書類
「B. 子ども本人か、保護者が特定の病気にかかっていて、「小児慢性特定疾病医療費受給者証」か「特定医療費受給者証」を持っている」にあてはまる人		
・小児慢性特定疾病医療費受給者証		・特定医療費受給者証
「C. 子ども本人がきょうだいに育てられているなど、家庭に事情がある」にあてはまる人		
・事情によって提出書類が変わります。申請前に連絡してください。		
「D. 家の中で暴力があり、避難していて、今も避難を続けている」にあてはまる人		
・保護命令書	・被害届	・施設への入居証明
「E. 障害年金や遺族年金を受け取っていなくて、2023年と2024年の保護者の1年間の所得が、セーブ・ザ・チルドレンが決めた目安の金額の半分より少ない」にあてはまる人		
・2024年度(令和6年度)市民税・都道府県民税所得課税証明書(全部事項証明) *必要書類2.とは別年度の書類です。		
「F. 子ども本人の母国語が日本語でなく、ふだんの生活で日本語を話すことがむづかしくて支援を受けている」にあてはまる人		
・日本語指導を受けていることがわかる書類		
「G. 子ども本人か、保護者の在留資格が安定していない、国籍がないなどの理由で、公的な支援が使えない」にあてはまる人		
・仮放免許可証 *仮放免の方は仮放免許可証をもって住民票・課税証明書とみなします		
・難民申請中とわかる書類		・在留資格が不安定とわかる書類
「H. AからGまでの理由はないけれど、生活をするなかで特別な配慮が必要」にあてはまる人		
・書類はいりません。(Hは理由によって対象とならないことがあります。追加で、生活の状況のわかる書類を送ってほしいとおねがいすることがあります。)		

【オンライン申し込みフォーム】

申し込みフォームはこちら

<https://43bc8518.form.kintoneapp.com/public/26scj1app>

※2026年1月8日(木)10時～見られます。



【結果のご連絡】

結果は全員にメールで連絡します。(2026年2月の終わりからあとに連絡します)

振込口座の登録のやり方はお金もらえることが決まった人に伝えます。

※振込は「GMOペイメントゲートウェイ株式会社」の送金サービスを使います。

【申し込みからお金を受け取るまでの流れ】

1. 申し込み
フォームから
申し込み

2. 結果のメールを
受け取る
2026年2月のおわりから
あとに連絡します

※申し込みだ人全員

3. 口座を登録する方法の
メールを受け取る
口座を登録する
2026年3月に連絡します

※お金もらえる人だけ

4. お金が口座に
振り込まれる
口座の情報を登録した
あと、2週間くらいで
受け取れます

※お金もらえる人だけ

【注意】

◆給付金の目的

「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 新入学サポート 2026」は、日本で子どもの貧困をなくすための活動の1つです。卒業や入学のときにかかるお金をサポートして、子どもたちがお金の心配をしないで安心して勉強を始められるようにすることが目的です。

◆申込内容と書類について

申し込んだ内容や出した書類にうそがあったときは、お金を返してもらいます。

◆お金もらえる人を決める方法について

申し込んだ人が多いときは、申込内容と書類をよくみてお金もらえる人を決めます。申し込んだ人が少ないとでも、申込内容と書類をよくみた結果、お金もらえないこともあります。

【問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

国際事業部 新入学サポート 2026担当

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル 4階

問い合わせフォーム: <https://43bc8518.form.kintoneapp.com/public/26scj1inq>



セーブ・ザ・チルドレンについて

セーブ・ザ・チルドレンは、世界110ヶ国で子ども支援活動を行う団体です。子どもの権利が実現された世界を目指し、約100年にわたり活動しています。日本国内では、2016年より東日本大震災で影響を受けた地域を中心に、まなぶための費用の負担を減らすために、子ども給付金を行ってきました。6年間に合計8,200人を超える子どもたちに給付を行い、新入学や進級、高校生活の継続を支えてきました。「新入学サポート」は2022年から対象を全国に広げて行い、2023年は979人、2024年は995人、2025年は1,035人に給付しました。